(2) 土木等施設類型群 (インフラ)

①道路

類 型	総論
追 路	損傷が発生してから対応する「対症療法型の管理」から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」への転換を図る。 例えば橋梁では、その建設・補修及び定期的な点検のデータを活用し、劣化の進行を予測し橋梁の最適な補修時期を選定し、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考		
		①点検・診断等の実施 方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。(5カ年で1サイクル)			
			点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕・架け替えに要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。			
	橋	③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三 者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い 安全確保を図る。			
	長 1	④耐震化の実施方針	「緊急輸送路」や「跨線橋・跨道橋」等について優先的に耐震化を実施。引き続き、浸水区域内における「津波避難に資する橋梁」や孤立化を防止する「生命線道路の橋梁」、地域間交通となる「吉野川を渡河する橋梁」の耐震化を推進する。			
道路	以	⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、長寿命化修繕計画の更新を行い、重要度・ 損傷度により対策箇所の優先度を決定する。			
	上	上)	÷	⑥統合や廃止の推進方 針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上、機能転換や複合化・集 約化を図る。	
		⑦情報管理・共有の実 施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図 る。			
		⑧計画推進体制の構築 方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持 管理体制を構築する。			
		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。			
	15m未満)		橋梁(橋長15m以上)と同様に維持管理を行っていく。			

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
		①点検・診断等の実施 方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点 検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。(5カ年で1サイクル)	
		②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三 者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い 安全確保を図る。	
	L	④耐震化の実施方針	該当なし。	
	トンネル	⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、長寿命化修繕計画の更新を行い、重要度・ 損傷度により対策箇所の優先度を決定する。	
	<i>, , ,</i>	⑥統合や廃止の推進方 針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて,必要性が認められる施設については、質的向上,機能転換や複合化・集 約化を図る。	
		⑦情報管理・共有の実 施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図 る。	
		⑧計画推進体制の構築 方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持 管理体制を構築する。	
道		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。	
路		①点検・診断等の実施 方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。(5カ年で1サイクル)	
		②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。	
	٤.	④耐震化の実施方針	該当なし。	
	シェッド	シ 点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い ッ ⑤長寿命化の実施方針 より対策箇所の優先度を決定する。	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度に より対策箇所の優先度を決定する。	
	۲	⑥統合や廃止の推進方 針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上や機能転換、複合化・集 約化を図る。	
		⑦情報管理・共有の実 施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し,各庁舎と共有を図 る。	
		⑧計画推進体制の構築 方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継 続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持 管理体制を構築する。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発 注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサ イクル確立のための支援を推進する。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
		①点検・診断等の実施 方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点 検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。(5カ年で1サイクル)	
		②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三 者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い 安全確保を図る。	
	大 型	④耐震化の実施方針	該当なし。	
	カルバー	⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ,修繕計画の更新を行い,重要度・損傷度に より対策箇所の優先度を決定する。	
	 	⑥統合や廃止の推進方 針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて,必要性が認められる施設については、質的向上や機能転換、複合化・集 約化を図る。	
		⑦情報管理・共有の実 施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し,各庁舎と共有を図 る。	
		⑧計画推進体制の構築 方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持 管理体制を構築する。	
道		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。	
路		①点検・診断等の実施 方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。(5カ年で1サイクル)	
		②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕に要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。	
	88	④耐震化の実施方針	該当なし。	
	1 16)上去给化八主做方针1	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度に より対策箇所の優先度を決定する。		
	畒	⑥統合や廃止の推進方 針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、必要性が認められる施設については、質的向上や機能転換、複合化・集 約化を図る。	
		⑦情報管理・共有の実 施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し,各庁舎と共有を図 る。	
		⑧計画推進体制の構築 方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持 管理体制を構築する。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。	

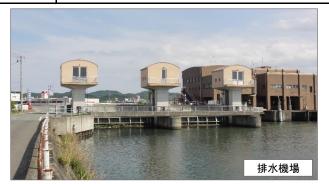
類型	種別	項目	基本的な方針	備考
		①点検・診断等の実施 方針	日常的なパトロールに加え、5年に1回、近接目視による定期点 検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。(5カ年で1サ イクル)	
			点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ、損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」を推進し修繕・架け替えに要する費用の、コスト縮減・予算の平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、路線の重要度、第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、修繕工事を行い安全確保を図る。	
	横 断	④耐震化の実施方針	該当なし。	
	步道橋	⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、修繕計画の更新を行い、重要度・損傷度に より対策箇所の優先度を決定する。	
		⑥統合や廃止の推進方 針	修繕・更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じて、質的 向上や機能転換、複合化・集約化・廃止を図る。	
		⑦情報管理・共有の実 施方針	点検結果及び修繕計画をデータベース化し、各庁舎と共有を図 る。	
		⑧計画推進体制の構築 方針	道路メンテナンス会議を設置し、国等と連携し、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るための維持 管理体制を構築する。	
道		⑨市町村に対する支援の実施方針	道路メンテナンス会議を通じて、国等と連携し、情報提供や、発注支援・研修会の開催等、点検から修繕工事までのメンテナンスサイクル確立のための支援を推進する。	
路		①点検・診断等の実施 方針	日常業務を通じて行う「通常点検」のほか、計画的な「定期点 検」等を実施し、適正な管理に努める。	
		②維持管理・修繕・更新等の実施方針(トータルコスト縮減・平準化)		
		③安全確保の実施方針	施設の実効性の確保、第三者被害の防止のため、定期的な修繕・ 更新等を実施するとともに、各種点検等により、施設の変状の早期 把握に努め、危険性が認められる施設については、スピード感を 持って安全対策を推進する。	
	信	④耐震化の実施方針	災害時の実効性の確保のため、全ての施設において、耐震等を考慮した設置を推進する。	
	岩柱	⑤長寿命化の実施方針	点検・診断の結果により、適時修繕等を行う「予防保全型の管理」のほか、経過年数に応じて計画的に保護部材を敷設することにより、長寿命化を図る。	
		⑥統合や廃止の推進方 針	必要性が認められる施設については質的向上を図るとともに,道 路交通環境の変化等に応じ,移設,廃止等,見直しを図る。	
		⑦情報管理・共有の実 施方針	点検・診断の結果、改廃計画等について、関係部署と情報の共有 化を図る。	
		⑧計画推進体制の構築 方針	施設の情報共有・機能強化・長寿命化に向けて、部局間の連携・協力を密にするため、全庁を挙げた総合管理計画の推進体制を構築する。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	該当なし。	

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
	橋梁(橋長15m以上)	有	徳島県橋梁長寿命化修繕計画	H21, H24, H28
	橋梁(橋長15m未満)	有	徳島県橋梁長寿命化修繕計画	H28
	トンネル	有	徳島県トンネル長寿命化修繕計画	H25
道路	シェッド	有	徳島県道路横断施設維持管理計画	H28
担 的	大型カルバート	有	徳島県道路横断施設維持管理計画	H28
	門型標識	有	徳島県道路横断施設維持管理計画	H28
	横断步道橋	有	徳島県道路横断施設維持管理計画	H28
	信号柱	, -	徳島県警察施設長寿命化計画	R元

[※]舗装・法面・附属物(小規模):全路線について、健全度評価などによる点検を行い、修繕を実施

②河川・ダム

	類 型		総論
-	可川・ダ	ム	巡視や定期点検のデータを保存・活用し、河川管理施設の劣化の状況を把握した上で補修時期を選定することにより、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考
河川・ダ	門・陸閘・堰・電気通信場・揚水機場・浄化施設・河川管理施設(堤防・河道		○管理運転点検(月点検) 原則として設備の試運転を実施し負荷状態において設備の状況確認・動作確認を行う。出水期 1回/月,非出水期 1回/2カ月の頻度で行う。管理運転点検が実施できない設備については、目視点検による月点検とする。 ○年点検 月点検よりも詳細な各部の点検及び計測を実施する。1回/年の頻度で行う。 ○臨時点検 外的要因による設備への異常、損傷の有無の確認を目的とする。	
	施水・ 設門排 シ・水	②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	河川管理施設に対し、日常管理や点検、整備等の保全を計画的に 実施することにより、設備の信頼性を確保しつつ今後増大が見込まれる河川管理施設の維持管理に要する経費に対してコスト縮減と必 要予算の平準化を行う。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
	河 化施 設理	③安全確保の実施方針	日常管理や点検を行い設備の損傷状況を把握し、施設に優先順位 をつけ、整備・更新を行うことで設備の信頼性確保、安全性確保を 図る。	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	④耐震化の実施方針 	「堤防・水門」について優先的に耐震化を実施。引き続き、排水機場・揚水機場の耐震化を推進する。	
	· 堤 樋防 門 ·	⑤長寿命化の実施方針	長寿命化計画に基づく点検・整備・更新を行い、機器の信頼度の 確保と延命化を図る。	
	申] -	⑥統合や廃止の推進方 針	河川改修に併せ、可能な樋門は統合する。	
	• 機	⑦情報管理・共有の実 施方針	点検・整備・更新の結果をデーターベース化することで、各庁舎 と情報の共有化を図る。	
	施機	⑧計画推進体制の構築 方針	河川管理施設の現況把握,情報共有のため,河川整備課・各庁舎・市町・管理人の情報伝達を徹底する。 本体制による,施設の優先順位付け,計画に沿った整備・更新を行うことで,効果的なライフサイクルコスト縮減を図る。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	国からの情報や、県のノウハウについて、市町村に情報提供を行う。	
河		①点検・診断等の実施 方針	ダム管理者が行うダム点検整備基準に基づく日常管理(巡視・点 検・計測)及びダム管理者以外の専門家等が行う定期検査(概ね3 年に1回以上)を実施する。	
川 · ダ ム		②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	各3ダム(正木、宮川内、福井)の現状を踏まえ、費用負担の最 小化と平準化を見据えた、計画的かつ戦略的な予防保全対策を推進 する。	
		③安全確保の実施方針	巡視・日常点検により、ダム施設の状態を把握して、安全性及び 機能への影響を確実に確認する。	
	ダム	④耐震化の実施方針	レベル2地震動を想定した「大規模地震に対するダム耐震性能照査指針(案)」に沿った照査では、ダム本体の貯水機能に支障はない。関連施設(ゲート、堤上橋梁)については、今後の新たな知見に留意しながら、適切な対策を講じていく。	
	(補助ダム)	⑤長寿命化の実施方針	ダムの安全性及び機能を長期にわたり保持するため、日常管理における維持・修繕に加え、各3ダム(正木、宮川内、福井)が15年サイクルで、管理設備の更新が図られるよう、1ダムにつき5カ年計画を基本とした堰堤改良事業を推進する。	
		⑥統合や廃止の推進方 針	特になし。	
		⑦情報管理・共有の実 施方針	ダム管理設備について、主要仕様、点検・整備・更新の履歴、事故・故障及びその措置の履歴を整理した台帳を作成し、得られたデータを蓄積することにより、今後の計画的な維持管理に反映する。	
		8計画推進体制の構築 方針	国,他県との情報交換を行い,効果的な計画推進を図る。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	市町村管理施設なし。	

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
	河川管理施設 (排水機場·揚水機場· 水門·堰)	有	徳島県河川管理施設長寿命化計画	H21∼H25
河川・ダム	河川管理施設 (堤防·河道·樋門·水 門·陸閘·浄化施設· 堰)	有	徳島県堤防及び河道の長寿命化計画	Н30
	河川管理施設 (電気通信施設)	有	個別施設計画(電気通信施設河川編)	R2
	ダム(補助ダム)	有	宮川内ダム長寿命化計画 正木ダム長寿命化計画 福井ダム長寿命化計画	H26

③砂防

类	頁型	総論
石	לעועי	長期にわたり機能及び性能を維持・確保するため、点検を通じて施設の状況を把握し、評価、維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施していく。 評価段階においては、施設の健全度と周辺の荒廃状況、保全対象との位置関係、コスト等を勘案し、優先順位と対策時期を計画する。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考	
	地すべい	方針	「徳島県砂防関係施設点検要領(案)」及び「地震後の土砂災害 危険箇所等緊急点検マニュアル」を基本に,①定期点検(5年に1 回:近接目視),②臨時点検(出水時や地震時など臨機:目視), ③巡視点検(年1回:目視)を実施する。		
	へり防止施設防堰堤・床団	②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	1 見煙・祭舗を計画的に手加りることにより フイノリインルコス!		
砂防	心設・急傾斜地崩壊防止施設 床固工・流路・護岸工・	③安全確保の実施方針	常日頃の日常点検や巡視点検において損傷状況による施設の健全 度具合を的確に把握し、重要度に応じて優先順位を付け、速やかな 維持・修繕工事の実施により安全確保に繋げる。		
"		④耐震化の実施方針	該当なし。		
		地崩壊:	⑤長寿命化の実施方針	計画期間を10年とし、5年経過時に点検結果や社会情勢の変化 を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。	
		⑥統合や廃止の推進方 針	ど、既存施設の必要性等勘案し、廃止の検討も考慮する。		
		⑦情報管理・共有の実 施方針	施設の仕様や更新履歴等を記載した設備台帳, 点検カルテなどを適切に作成するとともに, データベース等を利用した管理情報を関係者と共有する。		

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
砂		⑧計画推進体制の構築 方針	国,他県との情報交換を行い,効果的な計画推進を図る。	
防		⑨市町村に対する支援の実施方針	市町村管理施設なし。	

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
	砂防堰堤及び床固工	有	徳島県砂防関係施設長寿命化計画 【砂防設備編(砂防堰堤及び床固工)】	H28
	渓流保全工	有	徳島県砂防関係施設長寿命化計画 【砂防設備編(渓流保全工)】	Н30
砂防	地すべり防止施設	有	徳島県砂防関係施設長寿命化計画 【地すべり防止施設編】	Н30
	急傾斜地崩壊防止施設	有	徳島県砂防関係施設長寿命化計画 【急傾斜地崩壊防止施設編】	Н30
	電気通信施設	有	個別施設計画(電気通信施設(砂防編)) (案)	R2

④海岸(県土)

類 型	総論
海岸	巡視や定期点検のデータを保存・活用し、海岸保全施設の劣化の状況を把握した上で補修時期を選定することで、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考
海岸	海岸保全施設(護	①点検・診断等の実施 方針	 ○巡視(パトロール・目視のよる簡易点検) 重点点検箇所等を定期的に点検する。【数回/年】 ○定期点検(機器による測定,調査により対策法の検討まで行う詳細点検。一次点検と二次点検がある。) 海岸保全施設の健全度を把握するため,定期的に点検する。【1回程度/5年】 ○異常時点検 地震,津波,高潮等の発生後に,点検する。 	
	岸 • 堤	②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	巡視や点検,整備等の保全を計画的に実施することにより,設備 の信頼性を確保しつつコスト縮減と必要予算の平準化を行う。	
	防 等)	③安全確保の実施方針	巡視や点検を行い設備の損傷状況を把握し、施設に優先順位をつけ、整備・更新を行うことで設備の信頼性確保、安全性確保を図る。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
		④耐震化の実施方針	まずは、避難時間を確保する必要がある海岸から推進する。	
	海岸	⑤長寿命化の実施方針	今後策定する,長寿命化計画に基づき巡視・点検・整備・更新を 行い,海岸保全施設の信頼度の確保と延命化を図る。	
	保全施	⑥統合や廃止の推進方 針	統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した 場合には、関係者の意見を聴きながら検討を進めていく。	
海岸	設(護岸	⑦情報管理・共有の実 施方針	巡視・点検・整備・更新の結果について、各庁舎と共有を図る。	
	岸・堤防等)	⑧計画推進体制の構築 方針	海岸保全施設の現況把握,情報共有のため,本庁・各庁舎・市町・管理人の情報伝達を徹底する。本体制による,施設の優先順位付け,計画に沿った整備・更新を行うことで,効果的なライフサイクルコスト縮減を図る。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	市町村管理施設なし。	

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
海岸	海岸保全施設 (護岸・堤防等)	有	徳島県海岸保全施設長寿命化計画	H26∼H30, H27∼H31

⑤下水道

類 型	総論
下水道	生活に必須なインフラ施設として、汚水処理機能を確実に維持するため、適切な時期に計画的に点検、修繕を行う「予防保全型の管理」を徹底するとともに、「地震・津波」等災害対策を推進する。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考
		①点検・診断等の実施 方針	対象施設に対する点検・診断方法を検討し、実施する。 (5年に1回程度実施)	
下	路	②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	点検・診断の結果を踏まえて、適切に修繕を実施することにより、コスト縮減や予算の平準化を図る。	
水道	以 処 理	③安全確保の実施方針	点検により、修繕が必要な箇所を把握し、優先順位をつけて修繕 を実施することにより安全確保を図る。	
	施設	④耐震化の実施方針	南海トラフ巨大地震に備え,処理施設の耐津波対策済。	
		⑤長寿命化の実施方針	ストックマネジメント計画に従い、必要に応じて改築を実施する。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
	管	⑥統合や廃止の推進方 針	将来, 社会情勢の変化により処理水量の減少が見込まれる場合には, 適正な規模への統合・廃止を進め, コスト縮減を図る。	
下	路施設	⑦情報管理・共有の実 施方針	点検結果や修繕計画をデータベース化することで情報の共有化を 図る。	
水道	· 処 理	⑧計画推進体制の構築 方針	国や関連市町等と連携し、積極的に情報を収集・共有し効率的な 長寿命化対策の推進を図る。	
	施設	⑨市町村に対する支援の実施方針	旧吉野川流域下水道連絡協議会を通じて、関係市町と連携し、情報提供や、点検〜修繕までのメンテナンスサイクル確立のための支援を行う。	

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
下水岩	管路施設		旧吉野川流域下水道ストックマネジメント 計画	H30
下水道	処理施設		旧吉野川流域下水道ストックマネジメント 計画	H30

⑥港湾

類 型	総論
港湾	点検・診断を行い、施設に求められる機能やライフサイクルコスト等を踏まえ、適切な時期に修繕を行う「予防 保全型維持管理」を進めていくことにより、更新・修繕に必要な費用のコスト縮減・予算の平準化を図る。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考
	水 域 施 設	①点検・診断等の実施 方針	日常点検を行うとともに、5年以内ごとに、陸上・海岸からの外観目視による定期点検・診断を実施する。状況に応じて詳細点検・診断を潜水による外観目視にて実施する。	
		②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)		
港湾	留施設・臨港交通施設	③安全確保の実施方針	日常点検により、大規模な変状の有無などを把握し、施設利用に 支障や危険を及ぼす恐れがある場合には、使用制限等の措置を行 う。また、利用状況等を考慮し、適切に修繕工事を行い安全確保を 図る。	
	_	④耐震化の実施方針	「地域防災計画」に位置付けられている拠点港や臨港交通施設 (橋梁)について、優先的に耐震化を実施する。	
	橋 梁)	⑤長寿命化の実施方針	点検の実施に合わせ、予防保全計画の更新を行い、重要度・損傷 度により対策箇所の優先度を決定する。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
	水域施設。港	⑥統合や廃止の推進方 針	社会経済情勢の変化に応じて、施設の集約や利用転換の推進を図 る。	
港	港交通施設。外郭施設	⑦情報管理・共有の実 施方針	点検結果及び予防保全計画をデータベース化し、各庁舎との共有 を図る。	
湾	改(橋梁)設・係留施設	⑧計画推進体制の構築 方針	施設毎の老朽化対策の対応方針及び優先順位について, 国との連 絡会議により調整を図る。	
	施設・臨	⑨市町村に対する支援の実施方針	市町村管理施設なし。	

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
	水域施設	有	長寿命化維持管理計画	H20∼H25, H28
港湾	外郭施設	有	長寿命化維持管理計画	H20∼H26
101号	係留施設	有	長寿命化維持管理計画	H20∼H26
	臨港交通施設(橋梁)	有	長寿命化維持管理計画	H20∼H26

⑦公園

類 型	総論
公園	将来にわたって継続的に必要な都市公園の機能を確保するため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策の実施、その情報の記録を次の点検・診断に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築を進めるとともに、「長寿命化計画」に基づき、「事後的な維持管理」から「予防保全型の管理」への転換を図る。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考
	都	①点検・診断等の実施 方針	日常的な点検に加え、遊具については、年に1回以上の定期点検を行う。その他の施設については、職員等が主体となり、5年に1回の割合で点検することを基本とするが、必要に応じて、点検間隔の見直しや専門技術者による点検を実施する。	
公園	市公	②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	長寿命化計画に基づく「予防保全型の管理」の積極的な導入により、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図る。	
		③安全確保の実施方針	日常点検や定期点検により、施設の健全度を把握した上で、重要 度や緊急度に応じ、適切な修繕・更新を行い、公園利用者の安全確 保を図る。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
公		④耐震化の実施方針	都市公園における「避難所」や「広域活動拠点」としての機能確保を図るため、主要施設の耐震化を推進する。(H26年度に耐震化完了)	
		⑤長寿命化の実施方針	長寿命化対策の計画的な実施とともに、点検結果により、想定以 上の施設の劣化が判明した場合などは、適切に長寿命化計画の見直 しを行う。	
	都市公	⑥統合や廃止の推進方 針	施設の修繕・更新にあたっては、社会経済情勢の変化や類似施設 の整備状況などを検証し、施設の統廃合を検討する。	
袁		⑦情報管理・共有の実 施方針	施設の点検結果や修繕・更新計画については、各庁舎及び施設の 指定管理者と共有する。	
		⑧計画推進体制の構築 方針	各庁舎と施設の指定管理者とが連携することで、大規模な修繕と 日常的な維持修繕など、役割に応じてた計画的かつ効率的な修繕が 実施できる体制を構築する。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	公園施設の長寿命化に活用できる交付金の情報提供や長寿命化計 画策定に対する助言を行う。	

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
公園	都市公園	有	徳島県公園施設長寿命化計画	H22~H24 (H27, R1, R2更新)

⑧土地改良

類 型	総論
	(ダム, 頭首工, 水路, 樋門, 用排水機場) 「農業水利施設の機能保全の手引き」等に基づき施設の点検や機能診断を実施し, 施設の補修や更新, 補強などの必要な対策を適切な時期に実施するとともに, 施設の機能を継続的に監視しつつ, その監視結果も踏まえた対策工事を適時適切に実施することにより長寿命化を図る。
土地改良	(ため池) 点検・診断の結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」を構築し、予防保全型保全管理によるインフラの長寿命化を図る。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考
土地	が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	①点検・診断等の実施 方針	「農業水利施設の機能保全の手引き」等に基づき点検及び機能診 断の実施を行う。	
心改良	水桶頭機桶	②維持管理・修繕・更新 等の実施方針(トータルコス ト縮減・平準化)	機能診断の結果、機能保全計画を策定し、コスト縮減及び予算の 平準化を図る。	

類型	種別	項目	基本的な方針	備考
	ダム	③安全確保の実施方針	日常点検により、緊急に修繕が必要な箇所を把握し、修繕を行う ことにより安全確保を図る。	
	五, 頭 首	④耐震化の実施方針	点検・診断を実施し、耐震化が必要な施設を把握するとともに、 優先度を点検し、耐震化を図る。	
	五 , 水	⑤長寿命化の実施方針	機能診断の結果,施設の優先順位を決定し,機能保全計画に基づ き機能保全対策を実施することにより,施設の長寿命化を図る。	
	· 路 · 樋	⑥統合や廃止の推進方 針	社会情勢の変化に応じて,施設の統合・廃止を図る。	
	門,用	⑦情報管理・共有の実 施方針	機能診断結果及び機能保全計画をデータベース化し、関係者(県 庁、各庁舎、各市町村等)と共有を図る。	
	排水機	⑧計画推進体制の構築 方針	国が主催するストックマネジメント研修等に積極的に参加し, 技 術向上を図る。	
	場	⑨市町村に対する支援の実施方針	全計画を作成できるよう情報提供を行う。	
		①点検・診断等の実施 方針	一定規模以上のため池を対象に、ため池施設の現状を把握すると ともに決壊の危険度や周辺への影響度を把握するための点検を行 う。	
土地改良			点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、時期点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていく。	
		③安全確保の実施方針	点検・診断の結果を基に、安全確保が必要とされた施設を把握 し、優先度を検討したうえで、改修及び機能回復を実施する。	
	た	④耐震化の実施方針	点検・診断の結果を基に、耐震化が必要とされた施設を把握し、 優先度を検討したうえで、改修及び機能回復を実施する。	
	め池	⑤長寿命化の実施方針	点検・診断の結果を基に、構造的安全性が確認され、かつ、施設 の影響度が大きいため池について長寿命化整備計画を策定する。	
		⑥統合や廃止の推進方 針	地域の営農に不可欠であるため、存続させる必要があるが、受益 面積がなくなったため池については廃止の検討を行う。	
		⑦情報管理・共有の実 施方針	ため池データベースの充実を図り、ため池関係者間(県庁、各庁 舎、各市町村等)での情報共有を図る。	
		8計画推進体制の構築 方針	ため池の保全管理体制について、行政機関及び地域住民など参加 する保全管理体制組織を構築することで、地域全体で継続的な活動 を実施する。	
		⑨市町村に対する支援 の実施方針	管理マニュアル等の整備や点検時のガイドライン等を作成する。	

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
	ダム			H25∼R2
	頭首工	有	農業水利施設長寿命化計画	
土地改良	水路			
	樋門用排水機			
	用排水機場			
	ため池			

⑨漁港

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類 型	糸	忩	論
			ックを有効に活用する観点から、機能保全計画に基づ ・縮減を図る。さらに、大規模地震発生に備えて耐震





類型	種別	項目	基本的な方針	備考
	外郭	①点検・診断等の実施 方針	日常パトロール, 定期点検, 天災発生時の異常時点検を実施する。	
	係	②維持管理・修繕・更新 等の実施方針(トータルコス ト縮減・平準化)	既存ストックを有効に活用する観点から,施設耐用期間内におけるライフサイクルコストの低減と予算の平準化を図る。	
	留施設,	③安全確保の実施方針	パトロールや点検により損傷状況を把握し、漁港施設の重要度、 第三者被害への被害が大きい箇所等、優先順位をつけ、安全確保を 図る。	
漁	水 域 施	④耐震化の実施方針	「主たる物揚場・岸壁とそれを守る防波堤」について耐震診断を 行い、要対策施設について対策工事を実施する。	
港	設,輸	⑤長寿命化の実施方針	各漁港の機能保全計画を基に、緊急度・重要度を考慮して対策箇 所の優先度を決定する。	
	輸送施設	⑥統合や廃止の推進方 針	統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した 場合には、関係者の意見を聴きながら検討を進めていく。	
	(橋 ,	⑦情報管理・共有の実 施方針	修繕・更新情報の整理を進めるとともに,各庁舎と共有を図る。	
	トンネ	⑧計画推進体制の構築 方針	国,市町と連携し,計画推進の優先順位を検討していく。	
	숙)	⑨市町村に対する支援の実施方針	国からの情報や、県のノウハウについて、市町に情報提供を行う。	

○個別施設計画(個別長寿命化計画)の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
	外郭施設・係留施設	有	機能保全計画	H29
漁港	水域施設	有	機能保全計画	H27∼H31
	輸送施設(橋)	有	機能保全計画	H22~H24
	輸送施設(トンネル)	有	機能保全計画	H22

⑩海岸 (農林)

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類 型	総論
海岸(農林)	損傷が発生してから対応する「対処療法型の管理」から、適切な時期に修繕を行う「予防保全型の管理」へ転換を図る。 例えば巡視(パトロール)や定期点検のデータを保存また活用し、海岸保全施設の劣化の進行予測も盛り込んだ長寿命化計画により、海岸保全施設の最適な補修時期を選定し、「長寿命化」と「コストの最小化」を図る。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考
		①点検・診断等の実施 方針	日常パトロール, 定期点検, 天災発生時の異常時点検を実施する。	
	海	②維持管理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	海岸保全施設に対し、巡視や点検、整備等の保全を計画的に実施することにより、設備の信頼性を確保しつつ今後増大が見込まれる海岸保全施設の維持管理に要する経費に対してコスト縮減と必要予算の平準化を行う。	
海	岸保全施	③安全確保の実施方針	巡視や点検を行い設備の損傷状況を把握し、施設に優先順位をつけ、整備・更新を行うことで設備の信頼性確保、安全性確保を図る。	
岸		④耐震化の実施方針	まずは、避難時間を確保する必要がある海岸から推進する。	
農林)		堤	⑤長寿命化の実施方針	予防保全型管理の導入による巡視・点検・整備更新を行い,海岸 保全施設の信頼度の確保と延命化を図る。
	護岸等	⑥統合や廃止の推進方 針	統合や廃止を行うことが適当であると認められる施設が発生した 場合には、関係者の意見を聴きながら検討を進めていく。	
	· 寺 · · ·	⑦情報管理・共有の実 施方針	修繕・更新情報の整理を進めるとともに、各庁舎と共有を図る。	
		⑧計画推進体制の構築 方針	国,市町と連携し,計画推進の優先順位を検討していく。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	国からの情報や、県のノウハウについて、市町に情報提供を行う。	

〇個別施設計画 (個別長寿命化計画) の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
海岸(農林)	海岸保全施設 (堤防・護岸等)	有	徳島県漁港海岸長寿命化計画	R元

⑪治山・地すべり防止

類 型	総論
り防止	点検・診断の結果に基づき,施設の補修や更新,機能強化などの必要な対策を適切な時期に実施するとともに,これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで,次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」を構築し,予防保全型維持管理によるインフラの長寿命化を図る。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考		
		①点検・診断等の実施 方針	各施設が有する機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための定期点検のほか、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等を着実に行う。			
治山		②維持管理・修繕・更新 等の実施方針(トータルコス ト縮減・平準化)	点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図る。 なお、必要な対策の検討に当たっては、周辺の森林の状況や社会情勢等の変化に応じ、機能強化や更新等も含め、その内容や時期等を計画するとともにコスト縮減・予算の平準化を図り、戦略的な取組みを推進する。			
田・地すべ	治山施	③安全確保の実施方針	事前防災の観点から施設の点検・診断により状況を把握し、保全対象の安全確保が必要な施設については、部材の交換や施設の機能回復等を併せて実施し、安全確保を図る。			
り防	設	④耐震化の実施方針	該当なし。			
止		⑤長寿命化の実施方針	国の作成した長寿命化対策ガイドライン(マニュアル)に基づき メンテナンスサイクルを実施する。			
				⑥統合や廃止の推進方 針	森林の多面的機能を発揮するために、山腹や渓流の荒廃地を安定させる構造物であり、存続する必要がある。	
		⑦情報管理・共有の実 施方針	治山台帳システムに点検結果情報等を収集・蓄積し、県庁と各県 民局及び林野庁と情報を共有する。			
		⑧計画推進体制の構築 方針	施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上 を図る研修の充実等を進め、人材を育成する。			
		⑨市町村に対する支援の実施方針	点検・診断や補修・機能強化等を適切に実施できるよう国が作成 した長寿命化対策ガイドライン等を情報提供する。			

類型	種別	項目	基本的な方針	備考	
		①点検・診断等の実施 方針	各施設が有する機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化を把握するための定期点検のほか、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等を着実に行う。		
	地すべり防	□維持官理・修繕・更 新等の実施方針(トータル コスト縮減・平準化)	点検・診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に、着実に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図る。 なお、必要な対策の検討に当たっては、周辺の森林の状況や社会情勢等の変化に応じ、機能強化や更新等も含め、その内容や時期等を計画するとともにコスト縮減・予算の平準化を図り、戦略的な取組みを推進する。		
山・地すべ		③安全確保の実施方針	事前防災の観点から施設の点検・診断により状況を把握し、保全対象の安全確保が必要な施設については、部材の交換や施設の機能回復等を併せて実施し、安全確保を図る。		
IJ	止 施	④耐震化の実施方針	該当なし。		
防止	設	⑤長寿命化の実施方針	国の作成した長寿命化対策ガイドライン(マニュアル)に基づき メンテナンスサイクルを着実に実施し、施設の長寿命化を図る。		
		⑥統合や廃止の推進方 針	森林及び農地の多面的機能を発揮するために、山腹や渓流の荒廃 地を安定させる構造物であり、存続する必要がある。		
			⑦情報管理・共有の実 施方針	点検結果情報等を収集・蓄積し、県庁と各県民局及び国と情報を 共有する。	
		⑧計画推進体制の構築 方針	施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上 を図る研修の充実等を進め、人材を育成する。		
		⑨市町村に対する支援の実施方針	点検・診断や補修・機能強化等を適切に実施できるよう国が作成 した長寿命化対策ガイドライン等を情報提供する。		

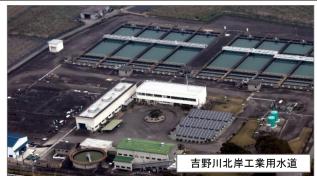
類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
	治山施設	有	ᄷᅌᄝᄽᆈᄷᇌᇀᆂᇫᄮᄘᇎ	n -
治山・地す べり防止	地すべり防止施設 (林野)	行	徳島県治山施設長寿命化計画	R元
	地すべり防止施設 (耕地)	有	徳島県地すべり防止施設長寿命化計画	R元

12企業局施設

○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

類 型	総論
企業局 施設	企業局施設は、電気・工業用水の安定供給を図るため、定期的に保守点検し、信頼性が低下した機器を致命的欠陥が発現する前に更新する「予防保全的管理」に取り組む。このため、電気事業・工業用水道事業・駐車場事業では、長期的に必要な資金を把握し、戦略的に維持管理・更新を実施することで、経営の安定と安定したサービスの提供に努める。





類型	種別	項目	基本的な方針	備考
		①点検・診断等の実施 方針	徳島県企業局電気工作物運転保守基準に基づく定期的な点検等を 実施する。点検により設備の劣化状況の把握に努める。	
	発電施		長期にわたって信頼性・安全性を確保するため、10年間の「長期工事計画」を策定し、戦略的な維持管理・更新を実施する。また、設備の状況変化等に対応するため、隔年で計画見直しを行い、更新時期の最適化によるライフサイクルコストの低減を図る。不特定多数の人が利用する施設については、設備の改修に際し、ユニバーサルデザインを考慮した製品の採用や環境の整備に取り組む。	
	設 · 工	③安全確保の実施方針	定期点検及び常時監視により、異常が認められた場合には、緊急 点検を実施するとともに、必要に応じて運転を停止する。また、致 命的な損傷等の発生リスクが高い場合は、緊急補修を実施する。	
企業局施	業用水道施設・	④耐震化の実施方針	災害時においても電力・工業用水が供給できるよう, 「長期工事計画」に基づく耐震補強の実施や耐震性を備えた設備への更新に取り組む。	
設		⑤長寿命化の実施方針	長期にわたり、安定的に電力・工業用水等が供給できるよう、長期工事計画に基づき予防修繕や更新に取り組む。	
	場 施	⑥統合や廃止の推進方 針	統廃合の計画はなく、現在ある施設の信頼性確保に取り組む。新たな要請がある場合には、地域の特性を踏まえるとともに、その影響、効果等について検討を行い、対応する。	
	設	⑦情報管理・共有の実 施方針	本局·総合管理推進センターで改修状況を共有するため,これまでの改修履歴を設備台帳に記載し,一元管理する。	
		⑧計画推進体制の構築 方針	費用の平準化やコスト縮減,効果的な実施時期等の検討を行う 「長期工事計画検討会」を設置する。いずれの会も,本局・総合管 理センターの横断的体制とする。	
		⑨市町村に対する支援の実施方針	該当なし。	

〇個別施設計画(個別長寿命化計画)の策定状況

類型	種別	計画の有無	計画名	策定年度
	発電施設	有	電気事業・長期工事計画	H24 (R2更新)
企業局施設	工業用水道施設	有	工業用水道事業・長期工事計画	H25 (R元更新)
	駐車場施設	有	駐車場事業・長期工事計画	H25 (R元更新)